令和　　年　　月　　日

欠格事由に該当していない旨の誓約書

（あて先）一宮市長

申請者（法人）

　住所

法人名称

代表者名

当法人は、一宮市地域生活支援事業者の指定等に関する要綱第2条第2項に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

＜参考＞

一宮市地域生活支援事業者の指定等に関する要綱第2条第2項

(1)　申請者が法人でないとき。

(2)　申請者の役員又はその事業所を管理する者（以下「役員等」という。」）のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者があるとき。

　(3)　申請者の役員等のうちに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第36条第３項第５号の１及び２、及び児童福祉法第21条の５の15第２項第５号の１及び２に基づき障害者総合支援法及び児童福祉法に掲げる法律（※）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者があるとき。

　　（※）障害者総合支援法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法

　(4)　申請者が、第４条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。

　(5)　申請者が、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者の指定を受けている場合にその指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。

　(6)　申請者が、指定申請前５年以内に障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業及び地域生活支援事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

　(7)　申請者の役員等のうちに、第４号から第６号に該当する事業者の役員等であった者が含まれるとき。